

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第116号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2行財政局の項中

「

人材育成推進室	職員力・組織力向上係長（行 財政局組織・人事担当局長が 別に定める事務に係るものに あつては、育成推進係長）
---------	-----------------------------------------------------------------

を削り、同表総合

」

「

企画局の項中

市長公室	秘書係長（総合企画局長が 別に定める事務に係るもの にあつては、報道係長及 び政策企画係長）
------	---------------------------------------------------------

を

」

「

市長公室	秘書係長（総合企画局長が 別に定める事務に係るもの にあつては、報道係長及 び政策企画調整第一係長）
文化庁移転推進室	文化庁移転推進係長

に、「リニア誘致推進

」

室」を「リニア・北陸新幹線誘致推進室」に、「リニア誘致推進係長」を「リニア・北陸新幹線誘致推進係長」に、「市民協働政策推進室」を「プロジェクト推進室」に、「市民協働係長」を「プロジェクト推進第一係長」に改め、同表産業観光局の項中「管理課庶務係長」を「庶務係長」に改め、

「
計 量 検 査 所 | 所 長 補 佐 又 は 副 所 長 | を削り、同表保健福祉

局の項中 「
若 杉 学 園 | 庶 務 係 長 | を削

り、同表建設局の項中「(京北・左京山間部土木事務所を除く。)」及び

「
京北・左京山間部土木事務所 | 管 理 係 長 | を削り、同表会計室の
」

項中「出納係長」を「庶務係長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「新工業高校開設
準備室」を「御所東小学校開設準備室」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(会計室)